

## 新潟県公安委員会規則第1号

風俗環境保全協議会の運営に関する規則を次のように定める。

平成29年1月27日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

風俗環境保全協議会の運営に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の設置及び協議会の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 協議会は、新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）第13条に規定する地域ごとに設置するものとする。ただし、既に当該地域に目的を同じくする団体が存在する場合は、協議会を設置しないこと又は当該団体内の専門部会等として協議会を設置することができるものとする。

(委員の委嘱)

**第3条** 新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第38条の4第1項に掲げられた者の中から、協議会ごとに、地域の情勢を勘案し適任と認められる者を、委員に委嘱するものとする。

2 警察署長（以下「署長」という。）は、赴任した時点をもって委員に委嘱されたものとする。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 署長の委員としての任期は、在任期間とする。

(委員の解嘱)

**第5条** 公安委員会は、委員が第3条に掲げる者に該当しなくなったときその他特別な理由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができるものとする。

(委任)

**第6条** この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。